

各主体の権利・責務・役割等

(2) コミュニティ

コミュニティの定義・責務・役割

自治会などの地域型コミュニティとNPOなどのテーマ型コミュニティを大きく一つのコミュニティとして規定するか、主体毎に細かく分けて規定するかにより内容が変わります。

コミュニティ

	市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
定義	<p>【市民会議等での意見】 (自治会・区) ・<u>一部地域において共同生活上の必要から、共通の利益の促進のために自発的に組織された住民による任意団体。</u>・<u>区の公的な位置づけが必要。</u> ・<u>その地域で生活する人たちが自主的にルールを作って生活している自治組織として定義し、区の自主性を尊重してほしい。</u> (ボランティア) ・<u>営利を目的とせず不特定多数の利益になる公益の資する活動を自発的に行なう個人、団体。市にとって、どのような存在であるかを明確にする。</u></p> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】 1 コミュニティ <u>地域の自治会(区)・ボランティア団体・NPO団体(法人以外)等、自主的に活動する団体等</u> 2 コミュニティ <u>市民による、明るい豊かな社会実現のために自主的に結ばれ多様に組織された集団</u> 3 コミュニティ <u>市民が、まちづくりのために自主的に集まり責任を持って活動する組織をいいます。</u> 自治会 <u>市に居住する人々が、自主的にその地域の特長に従った活動をする組織をいいます。</u></p>	<p>【第 4 回ワーキンググループでの事務局たたき台】 市民活動団体 ボランティア団体等、公共的かつ公益的な目的をもった自主的に活動する組織をいいます。 区 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に組織する団体をいいます。</p>

定義	<p>4 コミュニティとは、<u>自主性と責任を自覚した市民が、互いに助け合い、公益性のある活動を行なう組織</u>である。</p> <p>コミュニティには</p> <p>1.市民が<u>自らの意思で主体的に活動する市民活動組織（ボランティア）</u>と</p> <p>2.市の<u>一定の地域住民が自治組織に基づき主体的に行なう自治会・区組織</u>がある。</p>	
責務 役割	<p>【市民会議等での意見】 （自治会・区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>住民の意見を代表する責任。</u> ・<u>構成員の協働の利益の促進。</u> ・<u>会計や運営計画などの情報を発信する責任がある。</u> ・<u>加入、未加入に関わらず、地域の意見を把握しなければならない。</u> ・<u>自治会活動に参加しない市民の意見は聞く必要はない。</u> ・<u>個人間の問題の解決。</u> ・<u>自治会間の情報交換が必要。</u> ・<u>事業予算も与え、区の裁量権を大きくする。</u> <p>（ボランティア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>使命に基づく活動を行い、公益に資する。</u> ・<u>協力者や地域社会に対する説明責任がある。</u> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <p>1 各種コミュニティ活動があり、一概に定義できないが、極力明文化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティは、<u>それぞれの目的に沿い、積極的にまちづくりに寄与するものとする。</u> ・自治会（区）は、<u>区民との協働により地域生活環境の向上に努めるものとする。</u> ・ボランティア活動等は、<u>市及び市民の理解・協力を得た上で、使命に基づき自発的に公益に資する活動を行なうものとする。</u> 	<p>【第4回ワーキンググループでの事務局たたき台】 （市民活動団体）</p> <p>第 条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。</p> <p>2 市の執行機関は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援します。</p> <p>（区）</p> <p>第 条 本市に住む人は、区へ加入し、区の活動へ参加、協力するよう努めます。</p> <p>2 区は、区への参加、協力が促進されるよう必要な環境づくりに努めます。</p>

責務 役割	<p>2・まちづくりの担い手として<u>重要な役割を果たしている位置づけと支援</u>。 ・<u>コミュニティ活動に市民の参加を促す</u>。</p> <p>3・市民は、<u>明るい豊かな社会実現のために組織された自治活動組織等に参加協力することに努めます</u>。 ・市民は、<u>明るい豊かな社会実現のために重要な行政課題に対し住民投票を行なう権利があります</u>。 ・市民による<u>明るい豊かな社会実現のために組織された自治活動組織等は</u> <u>そのための環境づくりに努めます</u>。</p> <p>4 コミュニティは<u>市民と同じ権利義務を有します</u>。自治会は、まちづくりにあたって<u>法令に違反しない限り自治規則を作り会員に守らせることができます</u>。市民は、<u>それぞれ居住する地域の自治会に加入することが原則</u>です。</p> <p>5・市民は、<u>地域社会の一員として、コミュニティ活動に積極的に参加するよう努める</u>。 ・市民、市議会、市の執行機関は、この<u>コミュニティ活動の役割を尊重し、支援に努める</u>。 ・市民活動組織は、市民が<u>気軽に市民活動（ボランティア）に参加できるよう活動の輪を広げる</u>。 ・自治会、区は、<u>地域のより良い生活環境の充実を図る</u>。</p>	
----------	---	--

第4回ワーキンググループ開催後のコミュニティ（自治会・区等）に関する意見等

	意見等	盛り込む内容・事務局たたき台
定義	1 区民生活 環境・福祉・文化的生活をいう。	<p>市民活動団体 ボランティア団体等、公共的かつ公益的な目的をもって自主的に活動する組織をいいます。</p> <p>地域自治組織 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に活動する区等の組織をいいます。</p>

責務 役割	<p>1 (区) 本市に住む人は、区へ加入し、区の活動へ積極的に参加協力する。 区民の代表として区長は、市の執行機関と連携を図り、区役員・区民と共に安全安心な区民生活の向上に努める。</p> <p>2 (区) 本市に住む人は、区あるいは地域の自治会に加入し、区あるいは自治会の活動に参加・協力することを原則とし、地域の良好な環境づくりに寄与することとします。 区は、参加・協力する側の負担調整を図りつつ、積極的参加を促す役割を担います。 「原則」という強い表現にしましたが、区に加入しない人は居なくならないので、敢えて使いました。 区の具体的な責務・役割は、参加・協働の方、あるいは他の条例や規定(規程)に盛り込む方が良いと思います。</p>	<p>参加・協働 (市民活動団体) 第 条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。 (地域自治組織) 第 条 地域自治組織は、対象地域における共通課題を解決し福祉の向上を図ります。 2 地域自治組織がまちづくりを推進する場合は、対象地域に住む人の意見の把握と集約に努めます。 3 本市に住む人は、地域自治組織へ加入するものとします。 4 地域自治組織は、対象地域に住む人の参加の機会を確保すると共に、参加、協力に必要な環境づくりに努めます。 (まちづくりにおける連携) 第 条 市民活動団体と地域自治組織は、調整を図り、連携してまちづくりを推進するものとします。 2 市民活動団体及び地域自治組織は、市長へまちづくりに関する意見を述べることができます。 3 市長は、市民活動団体及び地域自治組織の自主性、自立性を尊重し、その活動に応じて支援します。 4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び地域自治組織に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。</p>
----------	---	--

(3) 事業者

事業者の定義・権利・責務・役割

社会経済活動、公共的活動の主体として活躍する事業者について、市民と切り離して事業者の権利や責務、役割を規定します。

	市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
定義	<p>【市民会議等での意見】 (行政事業を行なう事業者) ・指定管理者制度等で行政事務のアウトソーシング先となる企業を指す。 ・将来に備えてこうした企業の存在を位置づける。</p> <p>(NPO法人) ・将来に備えて、NPO法人の意義、役割等を位置づける。</p> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】 1 市内で社会・経済活動をする個人・法人等の団体並びにNPO法人等の団体。 2 市内で事業活動を行なう者をいう。 3 市内で事業活動または公益的な活動をする団体をいいます。 4 事業者は、市内で事業を行なう個人及び法人その他の団体をいう。その他の団体には、NPO法人、指定管理者制度などの企業を含む。</p>	<p>事業者 市内で事業活動を行なうものをいいます。</p>
権利	<p>【ワーキンググループ委員からの意見】 1 事業者は、市民より<u>明るい豊かな社会実現のための一員として市政に関する情報を知る権利を有する。</u> 事業者は、市民の一員として、<u>明るい豊かな社会実現に参加する権利を有する。</u> 2 事業者は、<u>市民と同じ権利義務を有します。</u></p>	

責務 役割	<p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <p>1 <u>環境活動など地域活動への参加の意識の啓発</u></p> <p>2 <u>事業発展だけでなく、まちづくりへの協働について明文化する。</u> ・事業者は、<u>それぞれの事業責務に基づき、社会経済活動を行なうとともに、まちづくりのために積極的に参加・協力するもの</u>とします。 ・指定管理事業・公益事業等に携わる企業・NPO法人等は事業目的に沿い、<u>市と強調の上健全な市政発展に寄与するもの</u>とします。</p> <p>3 <u>事業者は、社会的責任を自覚するとともに、市民協働の一員として、</u> <u>明るい豊かな社会実現に寄与するように努めます。</u></p> <p>4 <u>事業者は、市民と同じ権利義務を有します。</u></p> <p>5 <u>事業者は、社会的責任に基づき、地域住民と連携を図り、地域社会へ</u> <u>貢献するよう努める。</u></p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第 条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとします。</p>
----------	---	---

(4) 議会

議会の定義・権利・責務・役割

地方自治法等において定められている議会に関する制度の確認的な意味としての役割等の規定と、住民参加や情報公開のほか、政策提案機関としての役割等を規定するものがあります。

議 会

	市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
定義	<p>【市民会議等での確認】</p> <p>・議員 <u>小諸市民の公式な代表として、市政運営に携わる市民。</u></p> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <p>1 <u>市民の声を代表して市政に反映するとともに、市政への提案及びチェックを行なう。</u></p> <p>2 <u>市議会は市民、住民の意思を代表、決定する合議性の機関である。</u></p> <p>3 <u>市議会は、市民代表による意思決定機関である。</u></p>	

責務 役割	<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の自治意識を高めるうえでの<u>住民側の中心的な役割を果たすべき存在</u>であることを強調。 ・<u>市民意識を市政へ反映</u>する。意向を汲み取る。 ・<u>首長及び行政が行なう施策、事業の効率性、効果のチェック</u>。 ・市政にとって必要なことを<u>提案し、審議</u>する。 ・<u>積極的な議案の提案</u>。 ・<u>情報提供、情報交換の場をつくる。市民への報告を行なう</u>。 <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <p>1 ・<u>市民の代表機関として、市民との繋がりを密接にし、市民の意思を的確に捉えて反映されるよう市長に政策提言</u>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政が市民の意思に基づいて行なわれているかどうかを<u>チェックし、評価し、適正な市政運営を確保</u>する。 ・議会活動の内容を積極的に市民に説明し、市民と<u>情報の共有</u>を図り、<u>市民参加による「開かれた議会」</u>を行なう。 <p>2 政策提案について明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は、市の行なう<u>施策・事業・予算運営等の健全性について常にチェックし、必要により適切な提言</u>を行なうものとします。 ・議会は、市政発展のため、<u>積極的に政策提案</u>をしていくものとします。 <p>3 ・市議会は、<u>市民に対し情報を共有し開かれた議会運営</u>を行い、<u>説明、報告、応答</u>に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、<u>市民に対して説明</u>するよう努める。 ・市議会及び議員は、<u>別に定めるところにより議会の責務・議員の責務</u>を果たすよう努める。 	<p>(市議会の責務)</p> <p>第 条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な運営を確保するものとします。</p> <p>2 市議会は、自治の発展のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとします。</p> <p>3 市議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民参加による開かれた議会運営を行なうものとします。</p>
----------	--	--

責務
役割

- 4・市議会は、市民のよりよい生活を優先に、市民の意思が的確に反映されるよう努める。
- ・市議会は、地域社会の充実と発展を基本とし、市の政策、市政運営についての監視を行なう。
- ・市民への責任を果たすため、積極的に情報を提供し、開かれた議会運営に努める。
- ・市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るために、調査研究を積極的に行なう。
- ・議員は、調査研究活動を通し、広い視野に立ち、公正かつ誠実に議会責務を果たすよう努める。

(5) 執行機関

執行機関の定義・権利・責務・役割

市長、執行機関、職員などの責務・役割について規定します。(財政運営や行政評価、情報公開や説明責任などは市政運営や協働へ)

執行機関

	市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
定義	<p>【市民会議等での確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 <u>小諸市民の公式な代表者として、市政運営を総括する市民。</u> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・市 <u>行政の執行機関である市長並びに市役所ほかに所属する各種公共機関、団体等。</u> 2 市、<u>市長その他の市の執行機関をいいます。</u> 	<p>市の執行機関 市長部局及び市の行政委員会をいいます。</p>
責務 役割	<p>【市民会議等での意見】</p> <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>対話を重視する。</u> ・<u>行政の運営全般の指揮。</u> ・<u>公約の実現。</u> ・<u>マニフェスト型選挙の制度化。</u>・<u>マニフェストによる評価の制度化。</u> <p>(職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>小諸市に対する理解を深め、自治を実現するために担う役割について理解を深める。</u> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・市長は<u>公正誠実な市政運営に努めます。</u> ・<u>情報公開に努めます。</u> ・<u>説明責任を果たすよう努めます。</u> ・<u>住民投票を保障し協力します。</u> ・市の執行機関の職員は、<u>職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</u> 	<p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第 条 市長は、市民の信託に応え、市の執行機関の代表者として市民との対話を重視し、公正誠実に市政を運営します。</p> <p>2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実をもって効率よく職務を遂行します。</p>

責務
役割

- 2 早めの情報公開とコミュニケーション・協働した速やかな対応
- ・市は、市民と協働し市民生活・環境の向上のため、必要な公共サービスを提供するものとします。
 - ・市は、市民並びに公益に資するコミュニティ等に対し、援助・協力を行なうとともに、活動発展のために必要なPRをしていくものとします。
 - ・市は、市民・自治会とのコミュニケーションを積極的に図り、町の抱える課題について、協働して解決していくものとします。
 - ・市は、行政に関わる情報等について、広報等で積極的かつ速やかに公開するとともに必要とする市民には個別に情報を公開するものとします。
- 3 ・公平公正な市政運営、透明性の確保、市民との役割分担及び協働の推進、説明責任を基本的な責務とする。
- 4 ・市長は市の代表として、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営にあたる。
- ・市長は、市民の信託を受けたマニフェストを市政に反映させるよう努める。
 - ・市長は、財政状況を市民に公表し、財政の正常化に努める。
 - ・市長は、市職員の能力向上と共同奉仕者としての人材育成に努め、市職員を協力者として守り育てていかなければならない。
 - ・市職員は、職務に必要な知識の習得と技能の向上に努める。
 - ・市職員は、市民生活の向上を願い、市民サービスの充実を目指して、公平と誠意をもって職務にあたる。
 - ・市職員は、市民の信託に応える市政運営については、市長と積極的に協力して職務の遂行に努める。
 - ・市職員は、地域の一員であることを自覚して、市民活動に積極的に参加するよう努める。

(市長のローカル・マニフェスト)

第 条 市長選挙の立候補予定者は、市民が政策を選択できるよう政策の理念と目標を明確にして、達成したかどうか検証可能な具体的な公約(以下「ローカル・マニフェスト」といいます。)を作成するよう努めます。

2 市の執行機関は、立候補予定者がローカル・マニフェストを作成できるよう、その求めに応じて必要な協力をします。

3 市長は、市民の信託を受けたローカル・マニフェストを、市政に反映させるよう努めます。